

船舶事故調査報告書

令和3年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月11日 09時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市苗鹿 ^{のうか} 東方沖（琵琶湖南西部） 雄琴 ^{おこと} 四等三角点から真方位145° 1,570m付近 （概位 北緯35°04.8′ 東経135°54.2′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ジェットダブルエフ} JWWF1号は、東南東進中、また、プレジャーボート ^{レーク} LAKE5号は北東進中、両船が衝突した。 JWWF1号は、同乗者1人が負傷し、右舷船首部外板の擦過傷等を生じ、また、LAKE5号は、船長及び同乗者1人が負傷し、船首部の損壊等を生じた。
事故調査の経過	令和2年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート JWWF1号、1トン 232-44382 滋賀、個人所有 5.46m (Lr) × 2.38m × 0.94m、FRP ディーゼル機関、264.80kW、平成28年8月 B プレジャーボート LAKE5号、5トン未満 231-7449 滋賀、株式会社レーク開発 4.86m (Lr) × 2.41m × 0.78m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成3年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 42歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年1月26日 免許証交付日 令和2年6月25日 （令和7年7月24日まで有効） B 船長B 38歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年6月18日 免許証交付日 令和2年6月18日 （令和7年6月17日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A ₁ ）

	B 重傷 2人（船長B、同乗者B ₁ ）
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂、操縦ハンドルに折損、シートに損傷等 B 船首部及び左舷船尾部に損壊、電動船外機の脱落等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、水上スキーを行う目的で、大津市所在のマリーナを出発し、対岸の滋賀県草津市下寺町沖<small>しもてら</small>に向かった。</p> <p>船長Aは、A船が出発してすぐに左舷船首方の大津市苗鹿東方沖に数隻の船を認め、いつA船の針路上に向かって動き出すか分らないと思い、数隻の船に注意しながら、視線を目的地がある船首方に向けた状態で、約40～50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で東南東進中、令和2年10月11日09時00分ごろ、右舷船首方至近に接近するB船を認め、どうすることもできず、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、操縦ハンドルが折損したので、A船が航行不能と判断して機関を停止させ、同乗者1人（以下「同乗者A₁」という。）が衝撃により胸部が船体に当たって負傷したことを知り、別の同乗者が携帯電話で所属するマリーナに救助を要請した。</p> <p>同乗者A₁は、所属するマリーナの救助艇によりえい航されたA船に乗って同マリーナに戻り、救急車で病院に搬送され、左肋骨骨折、左胸壁気腫と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが滋賀県守山市所在のマリーナでB船を借りて1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B₁」という。）を乗せ、釣りの目的で、06時30分ごろ同マリーナを出発した。</p> <p>船長B及び同乗者B₁は、琵琶湖の東岸沿いを南下し、南岸を経て西岸に移動しながら釣りをを行い、大津市比叡辻沖<small>ひえいつじ</small>で一旦漂泊して釣りを行った。</p> <p>船長Bは、釣り客を乗せた船がいる釣り場であれば釣果が期待できるので、別の釣り場を見つける目的で移動することにし、周囲の状況を確認した後、北東方に向けて移動を開始した。</p> <p>船長Bは、移動を開始する際、北東方に他船を見掛けなかったので周囲に航行の支障となる他船はいないと思い、視線を船首方に向け、釣り客を乗せた船を探しながら約30km/hの速力で北東進中、左舷船首方至近に接近するA船を認め、どうすることもできず、B船の左舷船首部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃により身体が船体に当たって負傷し、着用していた救命胴衣に接続していたキルスイッチコードが外れて機関が止まり、同乗者B₁が頭部を負傷していることに気付いてすぐに所属するマリーナに連絡したところ、衝突場所から近い大津市所在の別のマリーナ</p>

	<p>に向かうよう指示され、同マリナーに向かった。</p> <p>B船は所属するマリナーから指示された別のマリナーに到着後、船長B及び同乗者B₁が救急車で病院に搬送され、船長Bが左腰椎横突起骨折、右鎖骨部打撲等と、同乗者B₁が脳挫傷、外傷性頸部症候群、左三叉神経障害等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、琵琶湖での航行経験が豊富であった。</p> <p>船長Aは、左舷船首方に認めた数隻の船に注意していたので、右舷方の見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び同乗者A₁は救命胴衣を着用しておらず、その他の同乗者3人が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、令和2年6月に小型船舶操縦士免許を取得後、専ら琵琶湖で釣りを行っており、レンタルボートで出航した経験が約10回あった。</p> <p>船長Bは、釣り客を乗せた船を探すことに意識を向けていたので、左舷方の見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者B₁は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、大津市苗鹿東方沖を東南東進中、船長Aが、左舷船首方に認めた数隻の船がいつA船の針路上に向かって動き出すか分らないと思ひ、数隻の船に注意しながら航行を続けたことから、右舷方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大津市苗鹿東方沖を北東進中、船長Bが、釣り客を乗せた船を探すことに意識を向けて航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、別の釣り場を見つける目的で移動を開始する際、北東方に他船を見掛けなかったことから、周囲に航行の支障となる他船はいないと思ひ、釣り客を乗せた船を探すことに意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大津市苗鹿東方沖において、A船が東南東進中、B船が北東進中、船長Aが、左舷船首方に認めた数隻の船に注意しながら航行を続け、また、船長Bが、釣り客を乗せた船を探すことに意識を向けて航行を続けたため、互いに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、特定の船舶だけに注意をすることなく、また、釣り場を見つけることだけに意識を向けず、前方のみならず、常時周囲の適切な見張りを行うこと。・ 小型船舶の暴露甲板上の乗船者は、救命胴衣を着用すること。 |
|--|---|

付図1 事故発生経過概略図

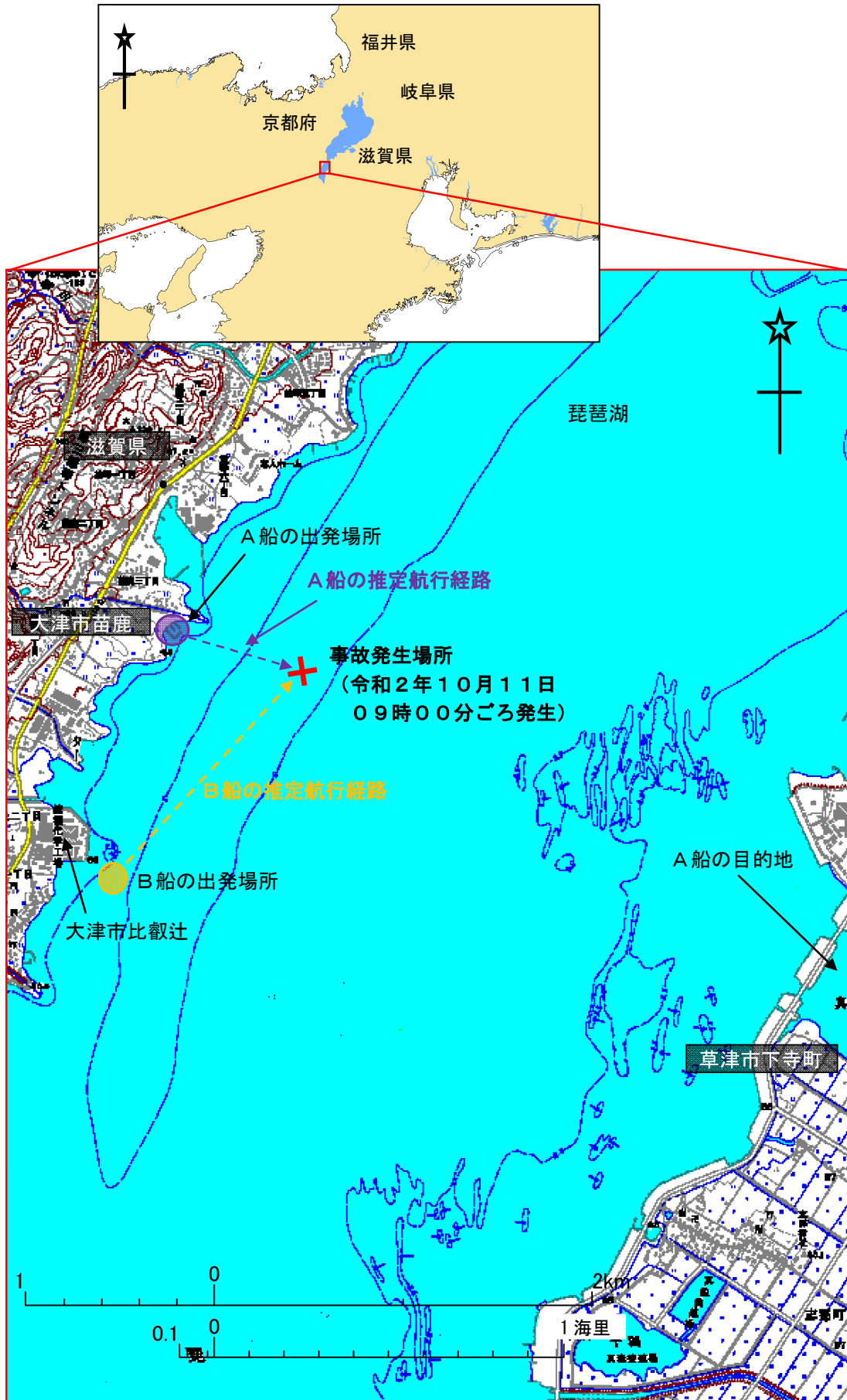


写真1 A船



写真2 B船

